

令和5年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年3月3日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜 山 裕 子	副局長	小 倉 一 仁
------	---------	-----	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	住 民 課 副 課 長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	芝 健 治
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建 設 課 副 課 長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 5 報告第 2 号 上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 号 上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 号 上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第 8 議案第 3 号 上富田町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 6 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 7 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 8 号 上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例
- 日程第 14 議案第 9 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 11 号 令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 12 号 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 13 号 令和 4 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）

- 日程第20 議案第15号 令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第2号)
- 日程第21 議案第16号 令和5年度上富田町一般会計予算
- 日程第22 議案第17号 令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第23 議案第18号 令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第24 議案第19号 令和5年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第25 議案第20号 令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第26 議案第21号 令和5年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第27 議案第22号 令和5年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第23号 令和5年度上富田町下水道事業会計予算
- 日程第29 議案第24号 令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第30 議案第25号 上大中清掃施設組合規約の変更について
- 日程第31 議案第26号 土地取得について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回上富田町議会定例会を開会いたします。

本会期中におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒等にご協力お願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番、谷端清君、11番、松井孝恵君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は21日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和4年12月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した3月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました要望書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通してください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りについては、本日3月3日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。この冬に第8波と言われる大きな感染者数の増がございましたが、現在は鎮静化しています。これはワクチンの普及と3密を避ける行動様式の結果です。全国的には、来る5月8日をもって感染症予防法の第5類の適用となりますが、それ以前でもイベント等における制限をなくすことや、3月13日からは屋内でも状況によって個人の判断でマスクを外すことができるなど、コロナ禍前の日常を取り戻すため、諸準備が始まっています。とはいえ、新型コロナウイルスの病原性そのものがなくなったわけではなく、不幸にしてお亡くなりになられる方もいらっしゃいます。令和5年度も引き続き3密を避けるほか、必要な感染予防対策を実施いたします。庁舎入り口の体温測定や手指消毒機、窓口の亚克力板の設置とともに、職員は勤務中は引き続きマスクの着用をすることといたします。

同時に、物価高と新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域経済の活性化も求められています。国においては、グリーン、デジタル、子育て支援といった分野での予算の重点化を進めています。本町においても、第5次上富田町総合計画及び第2次上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、引き続き明るく豊かで元気な人づくり、まちづくりの実現に向けて努力してまいります。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いいたします議案につきましては、専決処分の報

告2件、条例の制定2件、条例の全部改正1件、条例の一部改正5件、令和4年度一般会計・特別会計補正予算7件、令和5年度一般会計・特別会計予算9件、一部事務組合の規約の変更1件、土地取得について1件の合計28件であります。

なお、追加議案として、人事案件1件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案番号に従いまして、概略をご説明いたします。

報告第1号につきましては、損害賠償の額の決定についてでございます。これは、昨年12月8日に予定しておりました人権啓発映画会を新型コロナウイルス感染症の状況から中止したことに伴い、契約書に従ってキャンセル料を支払うことになりました。金額が4万4,000円と少額ですので、12月15日付で賠償額の決定の専決処分を行ったことを報告するものであります。

次に、報告第2号につきましては、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴って、子ども・子育て支援法も改正されることになり、本町の条例に条ずれが生じたことから、2月14日付で条例改正の専決処分を行ったことを報告するものであります。

次に、議案第1号から議案第4号までにつきましては、国の個人情報保護法が改正され、全ての自治体を対象とした共通ルールに伴い、各条例の改正を行うものであります。

議案第1号につきましては、上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例案でございます。この条例は、上富田町個人情報保護条例の全部を改正し、題名を上富田町個人情報保護法施行条例と改め、改正個人情報保護法に基づく市町村で定めるべき事項を新たに規定するものであります。今回の改正の重点条例となりますことから、議案第1号として上程することとなりますので、あらかじめご了解くださいますようお願いいたします。

次に、議案第2号につきましては、上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例案でございます。この条例は、従来の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、審査請求及び調査審議を行う諮問機関を設置するものであります。

次に、議案第3号につきましては、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、議案第2号で従来の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した諮問機関を設置することから、上富田町情報公開条例の必要な改正を行うものであります。

次に、議案第4号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、議案第2号で設置する審査会の委員の報酬額等を定めるために、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号につきましては、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されていることから、本町の基準を追加・改正するために、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号につきましては、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改定するものであります。

次に、議案第7号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、県統一に向けた国保税の賦課割合の変更と、国保事業に必要な財源の確保のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号につきましては、上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例案でございます。この条例は、一般廃棄物の中間処理施設を整備するための基金を造成するため、制定するものであります。

次に、議案第9号につきましては、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回、補正前の額から7,764万3,000円を減額し、予算総額を77億1,528万4,000円と定めています。補正予算の概要につきましては、総務費では、さわやか上富田まちづくり寄付金につきましては約6,000万円の増加を見込み、基金への積立金や必要事業費を措置しています。農林水産業費では、ため池診断調査委託料で450万円を追加補正、土木費では、道路メンテナンス事業費1,320万円を追加補正しています。このほか、各款において、決算に向けて事業費を見直し、減額補正しています。

一方、歳入につきましても、決算に向けて各款の精査を行い措置しています。

次に、議案第10号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）から議案第15号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）までの6議案につきましては、それぞれ決算に向けて事業費を見直した補正を行っています。

次に、議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算から議案第24号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの9議案につきましては、議会会期中に予算審査特別委員会を開催していただき、ご審査をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、地方公営企業法の適用に伴い、従来ありました農業集落排水事業と公共下水道事業の2つの特別会計を合わせて、下水道事業会計としています。

次に、議案第25号につきましては、上大中清掃施設組合規約の変更についてござ

います。本議案は、上大中清掃施設組合の規約の変更についてご審議をいただくものであります。規約変更の内容は、組合が解散した後の事務の承継について田辺市と上富田町で協議して決めることを定めるものです。

次に、議案第26号につきましては、土地取得についてでございます。これは、(仮称)南紀の台・パブリック地区コミュニティセンターの用地取得に関する契約を結ぶもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会のご審議をいただくものであります。

なお、本件は、契約内容並びに登記手続の都合により、ほかの議案に先んじてご審議いただきますようお願いいたします。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長、副課長に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

最後に、令和5年度の職員体制についてです。令和5年4月1日付で職員8名を新規採用します。また、田辺市へ派遣していた町職員1名が帰任いたします。また、出向期間終了に伴い1名が和歌山県警察本部へ帰任いたしますが、警察本部には引き続き1名の出向を要請しており、令和5年度における町への出向職員は1名となります。一方、令和4年度の退職予定者は、既に退職した1名、年度末での退職が4名、合わせて5名となっています。

これにより、職員数につきましては、令和4年4月1日現在では127名、令和5年4月1日現在の職員数は130名となります。職員数は3名の増加となりますが、育児休業を予定している職員が若干名いますので、全体で不足する部署については、会計年度任用職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上です。

△日程第4 報告第1号

○議長(大石哲雄)

これより、日程第4 報告第1号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。
当局より報告内容の説明を求めます。

総務課課長、中島君。

○総務課長(中島正博)

おはようございます。

私のほうからは、報告第1号につきまして説明をいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第19号、損害賠償の額の決定について。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第19号、損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

1、相手方。大阪市浪速区元町1丁目1番20号、新賑橋ビル5階、セントラル映電株式会社代表取締役角矢恭助。

2、概要。令和4年12月8日開催予定であった上富田町人権推進委員会が主催する、人権啓発映画会について、同時期に田辺保健所管内において新型コロナウイルス感染症の陽性者が増加していたことにより、映画会の開催が中止となった。

3、内容。町は、契約書に基づき、委託金額22万円の20%、4万4,000円を相手方にキャンセル料として支払う。

令和4年12月15日専決、上富田町長奥田誠。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより、報告第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

次に、日程第5 報告第2号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

福祉課副課長、芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告する。

記。

専決第1号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月14日専決、上富田町長奥田誠。

理由。

こども家庭庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備が行われたため、国の「子ども・子育て支援法」の条文削除により条番号が繰り上がり、本条例第1条に規定する条番号にも変更が生じ、条文中の条番号を改正する必要があるためとしております。

次のページをお願いいたします。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、国の関係法令の改正により、条が技術的に修正という形ですれる、いわゆる条ずれによるものです。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしています。

次のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより、報告第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第6 議案第1号～日程第30 議案第25号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第6 議案第1号、上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例から日程第30 議案第25号、上大中清掃施設組合同規約の変更についてまで、25件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

振興課課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。

第1号から第4号議案につきましては、改正個人情報保護法に関連する議案となっておりますので、私のほうから一括してご説明させていただきます。

議案第1号、上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例。

上富田町個人情報保護条例の全部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出、上戸田町長奥田誠。

理由。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、本案を提出する。

1ページ申し上げます。

上富田町個人情報保護法施行条例（案）。

上富田町個人情報保護条例の全部改正。

上富田町個人情報保護条例の全部を次のように改正する。

3ページを申し上げます。

上富田町個人情報保護条例の全部改正の要旨となっております。

1、改正の要旨。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、改正された個人情報の保護に関する法律において、全ての自治体を対象とした共通のルールが規定されたため、上富田町個人情報保護条例を全部改正し、改正個人情報保護法に基づく市町村で定めるべき事項を新たに規定したものであります。

2項で改正内容です。改正個人情報保護法に基づき、市町村で定めなければならない事項を規定するとともに、条例の題名を次のように変えております。

改正前は、「上富田町個人情報保護条例」ということです。改正後は、それが「上富田町個人情報保護法施行条例」となります。

(2)で、改正個人情報保護法の中で統一ルールとして定められた地方自治体関連の事項として、下記の5項目が記載されております。したがって、町の施行条例にはほとんど記載されていません。

逆に、(3)で、市町村で定めるべき事項として、法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料関係、それと法第129条に規定する審議会等への諮問事項関係などが定められております。

今回の改正によりまして、どの地域に行っても、同じルールの下で個人情報が守られるということになっております。

2ページをお願いします。

附則としまして、第1条に施行期日、そして第2条に経過措置を定めております。

次に、議案第2号を説明いたします。

議案第2号、上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例であります。

上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように制定する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、審査請求及び調査審議を併せて取り扱う諮問機関を設置するため、本案を提出する。

3ページをお願いします。

上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例の要旨であります。

1、制定の要旨。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、改正された個人情報の保護に関する法律に基づき、上富田町情報公開条例に規定する情報公開審査会及び上富田町個人情報保護条例に規定する個人情報保護審査会、これを統合し、審査請求及び調査審議を併せて取り扱う諮問機関を新たに設置するために、必要な規定を制定するものであります。

2番で制定内容。個人情報の保護に関する法律に基づき、許容される情報公開・個人

情報保護審査会での審査審議事項について、下記の6項目を第2条関係として制定しております。

1 ページをお願いします。

上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）であります。

第1条に趣旨、第2条に設置、それと第3条に定義等を明記しております。

2 ページをお願いします。

附則としまして、第1項に施行期日、第2項に経過措置を定めております。

次に、議案第3号を説明いたします。

議案第3号、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例。

上富田町情報公開条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、審査請求及び調査審議を併せて取り扱う諮問機関を設置するための必要な改正を行うため、本案を提出する。

4 ページをお願いします。

上富田町情報公開条例の一部を改正する条例の要旨でございます。

1、制定の要旨。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、改正された個人情報の保護に関する法律に基づく情報公開・個人情報保護審査会を設置するために、必要な改正を行うものであります。

2で制定の内容です。「情報公開審査会」及び「個人情報審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」として統合したため、情報公開審査会に関する規定を削り、また条項を繰り上げたものであります。

1 ページをお願いします。

上富田町情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町情報公開条例の一部改正。

上富田町情報公開条例の一部を次のように改正する。

附則としまして、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行すると定めております。

2 ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いします。

続きまして、議案第4号をご説明いたします。

議案第4号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した情報公開・個人情報審査会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、本案を提出する。

3ページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の要旨でございます。

1、制定の要旨。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、改正された個人情報の保護に関する法律に基づく情報公開・個人情報保護審査会を設置するために、必要な改正を行うものであります。

2、制定内容。「情報公開審査会」及び「個人情報審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」として統合したため、2ページの参考資料にもありますように、別表の「情報公開審査会委員」、これを「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、同表にあります個人情報保護審査会委員の項を削るというものであります。

1ページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

附則としまして、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行すると定めております。

これも2ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほうよろしくをお願いします。

以上4議案、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

令和4年厚生労働省令第159号及び同第175号により、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、本条例においても、安全計画の策定、送迎車の安全対策、業務継続計画の策定、衛生管理等についての条項の追加及び改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下は条例改正の案文でございます。

3ページ以降に新旧対照表を参考資料として添付してございます。

また、改正の背景と主な内容につきましては、6ページの要旨をお願いいたします。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の要旨としまして、まず、前提条件として、国は、厚生労働省令を基に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めていますが、おのおのの自治体は、この国の基準を参酌して独自の基準条例を定めることを児童福祉法に規定をされております。

そこで、1番です。改正の趣旨ですが、昨今、感染症の蔓延時の業務継続の課題や、あと子供が巻き込まれる事故の多発を受け、国では、令和4年厚生労働省令第159号及び同第175号により、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、所要の改正を行うこととしています。

2番です。改正の内容として大きく4点ございます。

まず1点目は、放課後児童健全育成事業者に対し、令和5年度末までに、児童の安全確保に関する計画策定に係る規定を新設するものです。

2点目、上から4行目ですが、放課後児童健全育成事業者に対し、学童保育所への送迎車を運行するときは、児童の所在確認の実施に係る規定を新設するものです。

3点目、放課後児童健全育成事業者に対し、感染症や非常災害の発生時において、業務の継続・再開を図るための計画策定に係る規定を新設するものです。

4点目は、下から2行目です。放課後児童健全育成事業者に対し、感染症又は食中毒の発生及びまん延を予防するため、研修、訓練の実施について追記するものとしています。

3、施行期日は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第6号について説明させていただきます。

議案第6号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改定するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険条例の一部改正。

上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

以下、条例改正案文です。

改正内容につきまして、改正要旨に沿って説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容としまして、出産育児一時金を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。

3、施行期日。令和5年4月1日から施行するとしてございます。

また、附則のほうで経過措置を定めてございます。

2ページの新旧対照表につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますよう
よろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

税務課課長、笠松君。

○税務課長（笠松昭宏）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

改正理由といたしまして、県統一に向けた賦課割合の変更が必要であること。また、国民健康保険事業運営に必要な財源の確保のため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の主な改正事項につきましては、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明申し上げますので、最終ページの12ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨につきまして、令和9年度の県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があります。また、国民健康保険事業に要する費用である国保事業費納付金の納付に充てる国民健康保険税の確保及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、医療保険分の所得割の税率を現行の「100分の6.6」を「100分の7」に、資産割の税率を現行の「100分の11.5」を「100分の8」に、均等割を現行の1人当たり「2万4,000円」を「2万6,500円」に、平等割を現行の1世帯当たり「3万4,000円」を「3万4,500円」に、後期高齢者支援金分につきましても、所得割の税率を現行の「100分の1.8」を「100分の2.4」に、資産割の税率を現行の「100分の3.1」を「100分の2.8」に、均等割を現行1人当たり「6,300円」を「9,000円」に、平等割を現行の1世帯当たり「9,000円」を「1万1,500円」に、また、介護保険分の所得割は改正を行わず現行の100分の1.8に、資産割の税率を現行の「100分の4.5」を「100分の4」に、均等割を現行の1人当たり「9,500円」を「1万400円」に、平等割を現行の1世帯当たり「1万円」を「9,900円」に改正するものであります。

また、参考資料として3ページ以降に新旧対照を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則第1項において、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険

税については、なお従前の例によると定めています。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

よろしくお願い申し上げます。

私からは、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号、上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例。

上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例を別紙のように制定する。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

制定理由といたしまして、一般廃棄物中間処理施設整備等の資金を積み積み立てるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例（案）です。

本案の制定の要旨につきまして、添付の参考資料で説明させていただきますので、次の2ページをお願いします。

上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例の要旨。

1、制定の趣旨としましては、上富田町の一般廃棄物中間処理施設の整備等に要する費用の財源に充てるため、上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金を設置するとしてございます。

次に、2、制定の内容としまして、1条、設置では、基金を設置すること、2条、積立では、積立金については町の一般会計予算で定めること、3条の管理では、現金の有利な保管について、4条、運用収益の処理では、予算に計上し基金に編入すること、5条、繰替運用では、現金を歳計現金に繰り替えて運用できること、6条、処分では、事業実施の為に予算の範囲内で処分できること、7条、委任としましては、条例以外の必要な事項は町長が定められることとしてございます。

最後に、3、施行期日としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行としてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,764万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,528万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款町税、補正前の額に6,000万円を追加し、17億4,243万4,000円と定めています。

2款地方譲与税、補正前の額に160万9,000円を追加。

11款地方交付税、補正前の額に6,645万5,000円を追加。

13款分担金及び負担金、補正前の額に656万5,000円を追加。

14款使用料及び手数料、補正前の額から90万5,000円を減額。

15款国庫支出金、補正前の額から3,698万4,000円を減額。

16款県支出金、補正前の額から1,929万円を減額。

18款寄付金、補正前の額に6,057万円を追加。

19款繰入金、補正前の額から2億2,891万6,000円を減額。

21款諸収入、補正前の額から1,284万7,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

22款町債、補正前の額に2,610万円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額から7,764万3,000円を減額し、77億1,528万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費、補正前の額から 2 0 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、8, 4 7 4 万 5, 0 0 0 円と定めています。

2 款総務費、補正前の額に 5, 0 2 4 万 6, 0 0 0 円を追加。

3 款民生費、補正前の額から 3, 4 5 4 万 3, 0 0 0 円を減額。

4 款衛生費、補正前の額から 8, 6 5 8 万 5, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費、補正前の額に 1, 6 1 3 万 7, 0 0 0 円を追加。

6 款商工費、補正前の額から 1, 6 6 0 万 9, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費、補正前の額に 9 6 4 万 2, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

8 款消防費、補正前の額から 4 7 7 万 7, 0 0 0 円を減額。

9 款教育費、補正前の額から 7 6 9 万 1, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費、補正前の額から 1 4 0 万円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額から 7, 7 6 4 万 3, 0 0 0 円を減額し、7 7 億 1, 5 2 8 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第 2 表 債務負担行為」です。

体育施設指定管理料（増額分）、期間は令和 5 年度から令和 7 年度まで、限度額を 3, 9 0 0 万円と定めています。こちらは、上富田スポーツセンター、市ノ瀬若もの広場、市ノ瀬体育館につきましては、令和 3 年度に上富田町体育施設指定管理者基本協定書を締結し、また、この基本協定に基づき各年度に年度協定を締結し、指定管理を委託しているところでございます。令和 4 年度においては指定管理の範囲を広げております。具体的には、各施設の浄化槽に係る部分、食育交流センターに係る部分を追加し、物価高騰分などを反映した金額により委託をしております。この増額分について明確にし、新たに債務負担行為を起こしたものとなります。

次のページをお願いいたします。

「第 3 表 地方債補正」です。

変更です。

1、防災行政無線改修事業では限度額を 1, 6 2 0 万円と定めています。

3、道路橋梁等整備事業では限度額を 1, 1 3 0 万円。

5、学校教育施設整備事業では限度額を 1 億 1, 4 0 0 万円とそれぞれ定めています。

起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算のものと変更ございません。

次、9 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから11ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、26ページのほうをお願いいたします。

3、歳出です。

今回の補正の多くは、事業費の精査による決算見込みに基づく減額補正となっております。説明につきましては、項の項目と金額及び大きく増減したものについてご説明いたしますので、ご了承ください。

1款議会費、1項議会費では206万3,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費では5,555万8,000円を追加。

28、29ページをお願いいたします。

10目の企画費を参照願います。10目企画費では9,507万8,000円を追加しております。こちらは、ふるさと納税寄付金の増額に伴い、それに関わる経費を追加措置しております。

30ページ、31ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では425万8,000円を減額。

4項選挙費では96万2,000円を減額。

5項統計調査費では10万8,000円を追加。

32、33ページをお願いいたします。

6項監査委員費では20万円を減額。

続きまして、3款民生費です。

1項社会福祉費では1,428万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

2項障害福祉費では180万8,000円を減額。

3項児童福祉費では1,628万1,000円を減額。

1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金では、地域型保育給付費負担金として300万円を追加。こちらは、くまのこ保育園の追加分となっております。

また、2目児童福祉医療費、19節扶助費では、子ども医療費として580万円を追加。決算見込みによる追加措置となっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

4項保険年金費では217万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

続きまして、4款衛生費でございます。

1項保健衛生費では2, 128万3, 000円を減額。

下にいきまして、2項清掃費では6, 530万2, 000円を減額。

40ページ、41ページをお願いいたします。

こちら上段の2目塵芥処理費、18節負担金、補助及び交付金では、上大中清掃施設組合負担金運営経費で4, 904万5, 000円の減額をしております。こちらの主な要因としましては、施設の解体撤去工事費につきまして入札を実施した結果、大きく減額となったことから、負担金についても減額するものとなっております。

続きまして、5款農林水産業費です。

1項農業費では1, 639万7, 000円を追加。

次のページをお願いいたします。

4目農業施設整備事業費、12節委託料では、ため池診断調査委託料として450万円を追加措置しております。こちらは町内5か所分となっております。

また、14節工事請負費、農業用水管補修工事請負費では230万円を措置。こちらは、岩崎地区農業用水管の補修工事分となっております。

また、27節繰出金では、特別会計農業集落排水事業繰出金として1, 900万円を追加しております。

少し補足で説明いたします。この農業集落排水事業と公共下水道事業、少しページが飛びますが、49ページの7款土木費、4項都市計画費の中の公共下水道費の繰出金の1, 000万円、こちらの2つについての説明となります。

農業集落排水事業と公共下水道事業につきましては、令和5年度から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行することから、令和4年度につきましては出納閉鎖期間を持たずに、3月31日をもって決算となります。公営企業会計への移行に必要な運転資金を引継ぎ金として確保した上で、3月31日の決算が赤字とならないようにそれぞれ一般会計から繰り出すものとなっております。

下へいきます。

2項林業費では26万円を減額。

2目林業振興費、24節積立金、森林環境譲与税活用基金積立金466万6, 000円の追加につきましては、決算見込みにより残額分を基金に積み立てるものとなっております。

それでは、44ページ、45ページをお願いいたします。

続きまして、6款商工費です。

1項商工費では1, 660万9, 000円を減額。

3目スポーツセンター等管理費、12節委託料では、今回の増額分を明確にするため、

科目、細節を分けたものとなっております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、7款土木費です。

1項土木管理費では266万3,000円の減額。

2項道路橋梁費では921万4,000円の追加。

3目道路メンテナンス事業費、12節委託料では、橋梁長寿命化修繕設計等委託料として1,320万円の追加としております。こちらは彦五郎橋の修繕、また甚六橋の撤去に係る設計委託料となっております。

3項河川費では32万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

4項都市計画費では865万円を追加。

2目公共下水道費では、特別会計公共下水道事業繰出金として1,000万円を追加してございます。

5項住宅費では223万1,000円を追加。こちらの修繕料200万円につきましては、住宅退去に伴う修繕等ほかとなっております。

6項地籍調査費では746万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

続きまして、8款消防費です。

1項消防費では477万7,000円を減額。

9款教育費です。

2項小学校費では175万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費では39万8,000円を追加。

1目中学校管理費、14節の工事請負費では、特別支援教室が1クラス増となりますので、その対応に必要となる改修費として125万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

4項学校給食費、こちらは増減なし、財源の振替えとなっております。

5項社会教育費では498万3,000円を減額。

56ページ、57ページにつきましてはお目通しをいただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

6項保健体育費では135万円を減額。

60ページ、61ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費では50万円を減額。

2項公共土木施設災害復旧費では90万円を減額としてございます。

次のページ、62ページ以降は今回の補正を反映した給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、12ページのほうをお願いいたします。

2、歳入です。

今回の補正では、町税をはじめとして歳入全般を精査しまして、決算見込額に合わせてそれぞれ追加または減額をいたしております。こちらにつきましては、詳細はご説明を省略させていただきまして、金額を読み上げさせていただきます。

1款町税、1項町民税では6,000万円の追加。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税では160万9,000円を追加。

11款地方交付税、1項地方交付税では6,645万5,000円を追加。

13款分担金及び負担金、1項負担金では656万5,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料では174万5,000円を減額。

2項手数料では84万円を追加。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では929万1,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

2項国庫補助金では2,790万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

3項委託金では21万5,000円を追加。

16款県支出金、1項県負担金では529万3,000円を減額。

2項県補助金では1,260万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

3項委託金では139万1,000円を減額。

18款寄付金、1項寄付金では6,057万円を追加。

次のページをお願いいたします。

19款繰入金、1項特別会計繰入金では1,955万9,000円を追加。

2項基金繰入金では2億4,847万3,000円を減額。

こちらの4目財政調整基金繰入金では2億8,110万1,000円の減額となっておりますが、大きな要因としましては、決算見込みによる歳出の減額が約7,700万円、また1款の町税の増で約6,000万、あと11款の地方交付税の増で約6,600万円などを反映した金額となっております。

次のページをお願いいたします。

3項財産区繰入金では2,000円を減額。

21款諸収入、3項雑入では1,284万7,000円を減額。

22款町債、1項町債では2,610万円を追加。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第10号及び第11号について説明させていただきます。

議案第10号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

令和4年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）につきましては、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,201万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

5款繰入金では、補正前の額2億8,144万5,000円から189万6,000円減額し、2億7,954万9,000円と定めています。

歳入合計としまして、19億9,390万7,000円から189万6,000円減額、19億9,201万1,000円と定めてございます。

続きまして、歳出です。

1款総務費では、補正前の額5,335万4,000円から69万9,000円減額し、5,265万5,000円と定めています。

2款保険給付費では、12億8,605万2,000円に54万円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金では、補正はございません。

5款保健事業費では、2,963万7,000円から173万7,000円を減額。

歳出合計としまして、19億9,390万7,000円から189万6,000円減

額、19億9,201万1,000円と定めてございます。

続きまして、3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく申し上げます。

それでは、6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では93万6,000円減額。主に職員給与費等繰入金です。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では96万円の減額としてございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費としまして18万8,000円減額。

2目連合会負担金では2万6,000円減額。

2項徴税費、1目賦課徴収費では48万5,000円減額。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費では9万円の追加。

6項傷病手当金、1目傷病手当金では45万円の追加。

10ページから11ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、補正はございません。

1項保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては20万5,000円減額。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では153万2,000円減額。主に特定健診受診勧奨業務委託料でございます。

続きまして、12ページ、13ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしく申し上げます。

続きまして、議案第11号です。

令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

令和4年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,024万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

3款繰入金では、補正前の額2億559万8,000円から104万7,000円減額し、2億455万1,000円。

5款諸収入では、104万3,000円に2,024万9,000円追加。

歳入合計としまして、3億4,103万8,000円に1,920万2,000円追加し、3億6,024万と定めてございます。

続きまして、歳出、1款総務費では、補正前の額943万3,000円から21万4,000円減額し、921万9,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、3億2,824万8,000円から14万4,000円減額。

5款諸支出金では、4万1,000円に1,956万円追加。

歳出合計としまして、3億4,103万8,000円に1,920万2,000円追加し、3億6,024万円と定めてございます。

続きまして、3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

6ページ、7ページのほうをお願いします。

2、歳入。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金について、補正額104万7,000円減額。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入では2,024万9,000円追加。主に過年度分療養給付費負担金の精算金でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費としまして20万4,000円減額。

2項徴収費、1目徴収費では1万円の減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では14万4,000円の減額。

5款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金では1,956万円の増額。過年度分の療養給付費負担金の精算に伴う一般会計繰出金となっております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第12号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

令和4年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,646万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億298万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1億290万8,000円。

歳入合計では、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1億298万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1,243万

2,000円。

歳出合計では、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1億298万8,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1億74万6,000円。計としまして、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1億290万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1,243万2,000円。計としまして、補正前の額から3,646万4,000円を減額し、1,243万2,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

議案第13号についてご説明を申し上げます。

議案第13号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ495万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2 款繰越金では、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。

3 款諸収入では、補正前の額に 1 1 万 9, 0 0 0 円を追加。

4 款繰入金では、補正前の額から 1 6 3 万 2, 0 0 0 円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額から 1 5 1 万 4, 0 0 0 円を減額し、4 9 5 万 1, 0 0 0 円と定めています。

続いて、歳出です。

1 款総務費で、補正前の額から 1 5 1 万 4, 0 0 0 円を減額。

歳出合計も同じく、補正前の額から 1 5 1 万 4, 0 0 0 円を減額し、4 9 5 万 1, 0 0 0 円と定めています。

次の 3 ページから 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

続いて、6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では 1, 0 0 0 円を減額。

3 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金では 1, 0 0 0 円を減額。

2 項貸付金元利収入、1 目奨学事業貸付金元利収入では 1 2 万円を追加。こちらは繰上償還による元利収入の増額でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目奨学基金繰入金では 1 6 3 万 2, 0 0 0 円を減額するものです。

8 ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、補正前の額から 1 5 1 万 4, 0 0 0 円を減額しております。主には奨学貸付金について、当初の見込みより貸付け件数が少なかったため減額をしております。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第 1 4 号及び議案第 1 5 号をご説明申し上げます。

議案第 1 4 号、令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）。

令和 4 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）は、次に定める

ところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,004万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,617万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に99万9,000円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額に4万9,000円を追加。

4款繰入金、補正前の額に1,900万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2,004万8,000円を追加し、2億2,617万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費につきましては、補正額なしでございます。

3款予備費、今回新たに2,004万8,000円を計上してございます。

歳出合計では、補正前の額に2,004万8,000円を追加し、2億2,617万7,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目農業集落排水事業負担金、補正前の額に99万9,000円を追加し、203万6,000円と定めてございます。農業集落排水事業新規加入負担金6件分となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、補正前の額に4万9,000円を追加し、6,525万1,000円と定めてございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に1,900万円を追加し、1億4,862万9,000円と定めてございます。こちらにつきましては、令和5年度から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行することから、令和4年度につきましては出納整理期間がなくなり、3月31日をもって決算となりま

す。公営企業会計への移行後に必要な運転資金を引継ぎ金として確保した上で、3月31日での決算が赤字とならないよう措置してございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、2目施設維持管理費につきましては、補正額なしでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、今回新たに2,004万8,000円を計上してございます。この予備費につきましては、執行するためのものではなく、3月31日での打切り決算時に赤字とならないよう、歳入で計上しております一般会計繰入金に対応として計上してございます。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号をご説明申し上げます。

議案第15号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

令和4年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ972万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,420万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に315万7,000円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額から192万8,000円を減額。

3款国庫支出金、補正前の額から150万円を減額。

5款繰入金、補正前の額に1,000万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に972万9,000円を追加し、2億2,420万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、補正前の額から485万3,000円を減額。

2款公債費につきましては、補正はございません。財源内訳の見直しとなるものでご

ざいます。

3款予備費、今回新たに1,458万2,000円を計上してございます。

歳出合計では、補正前の額に972万9,000円を追加し、2億2,420万3,000円と定めてございます。

次に、3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道受益者負担金、補正前の額に315万7,000円を追加し、473万9,000円と定めてございます。受益者負担金12件分となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料、補正前の額から192万8,000円を減額し、5,627万2,000円と定めてございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金、補正前の額から150万円を減額し、600万円と定めてございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に1,000万円を追加し、1億4,009万2,000円と定めてございます。こちらにつきましては、令和5年度から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行することから、令和4年度につきましては出納整理期間がなくなり、3月31日をもって決算となります。公営企業会計への移行後に必要な運転資金を引継ぎ金として確保した上で、3月31日での決算が赤字とならないよう措置してございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、補正前の額から482万8,000円を減額し、3,704万2,000円と定めてございます。主なものとしまして、公共下水道事業計画変更業務委託料300万円を減額してございます。

2目施設維持管理費、補正前の額から2万5,000円を減額し、3,880万2,000円と定めてございます。計としまして、補正前の額から485万3,000円を減額し、7,584万4,000円と定めてございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、今回補正はございません。財源内訳の見直しとなっております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、今回新たに1,458万2,000円を計上

してございます。この予備費につきましても、執行するためのものではなく、3月31日での打切り決算時に赤字とならないよう、歳入で措置しております一般会計繰入金の対応として計上してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算。

令和5年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億400万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

第1表につきましては、款の項目と金額のみを読み上げます。項の項目と金額につき

ましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

まず、歳入です。

1 款町税 1 億 8, 3 1 5 万 2, 0 0 0 円と定めています。

2 款地方譲与税 7, 3 0 0 万 6, 0 0 0 円。

3 款利子割交付金 2 0 0 万円。

4 款配当割交付金 1, 2 0 0 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 8 0 0 万円。

6 款法人事業税交付金 2, 0 0 0 万円。

7 款地方消費税交付金 3 億 3, 0 0 0 万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金 1, 0 0 0 万円。

9 款環境性能割交付金 6 0 0 万円。

1 0 款地方特例交付金 2, 0 0 0 万円。

次のページをお願いいたします。

1 1 款地方交付税 2 0 億 7, 0 0 0 万円。

1 2 款交通安全対策特別交付金 1 5 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金 4, 4 4 7 万 7, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料 1 億 2, 0 4 9 万 9, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金 7 億 7, 7 7 8 万 6, 0 0 0 円。

1 6 款県支出金 5 億 8, 1 5 2 万 6, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入 3, 3 3 4 万 8, 0 0 0 円。

1 8 款寄付金 2 億 1 1 0 万円。

1 9 款繰入金 3 億 1, 3 9 7 万円。

次のページをお願いいたします。

2 0 款繰越金 1, 0 0 0 万円。

2 1 款諸収入 1 億 5, 4 2 3 万 6, 0 0 0 円。

2 2 款町債 3 億 3, 1 4 0 万円。

以上、歳入合計では、7 0 億 4 0 0 万円と定めております。

続きまして、5 ページ、歳出でございます。

こちらも款の項目と金額のみ読み上げます。

1 款議会費 8, 5 2 0 万 8, 0 0 0 円。

2 款総務費 1 1 億 8, 3 7 6 万 8, 0 0 0 円。

3 款民生費 2 4 億 2, 7 0 7 万 1, 0 0 0 円。

4 款衛生費 8 億 1, 8 7 6 万 2, 0 0 0 円。

5 款農林水産業費 2 億 9, 5 1 7 万 4, 0 0 0 円。

6 款商工費 1 億 1, 7 5 9 万 2, 0 0 0 円。

7 款土木費 5 億 8, 0 1 5 万 4, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

8 款消防費 2 億 8 8 7 万 3, 0 0 0 円。

9 款教育費 6 億 7 0 3 万 3, 0 0 0 円。

1 0 款災害復旧費 1, 0 8 3 万円。

1 1 款公債費 6 億 5, 9 5 3 万 5, 0 0 0 円。

1 2 款予備費 1, 0 0 0 万円。

以上、歳出合計では、7 0 億 4 0 0 万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第 2 表 債務負担行為」です。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、期間は令和 6 年度まで、限度額を 5 0 0 万円と定めております。

体育施設電灯改修事業、期間は令和 6 年度から令和 1 4 年度まで、限度額を 5, 1 0 0 万円。

消防車両購入事業、期間は令和 6 年度まで、限度額を 2, 5 0 0 万円。

仮称南紀の台・パブリック地区コミュニティセンター設計監理委託料、期間は令和 6 年度まで、限度額を 1, 0 0 0 万円とそれぞれ定めております。

次のページをお願いいたします。

「第 3 表 地方債」です。

1、防災行政無線改修事業では、限度額を 1 億 9, 2 0 0 万円と定めています。

2、総合防災情報システム再整備事業では、限度額を 5 2 0 万円。

3、災害援護資金では、限度額を 3 5 0 万円。

4、農業施設整備事業では、限度額を 7 2 0 万円。

5、道路橋梁等整備事業では、限度額を 1, 0 5 0 万円。

6、公民館整備事業では、限度額を 1, 3 0 0 万円。

7、臨時財政対策債では、限度額を 1 億円。

合計では、限度額を 3 億 3, 1 4 0 万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括以降最後のページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上が今回の予算の内容となります。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第17号及び18号について説明させていただきます。

議案第17号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和5年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,593万2,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款国民健康保険税としまして4億916万8,000円。

2款使用料及び手数料で10万円。

3款県支出金で13億658万6,000円。

4款財産収入13万1,000円。

5款繰入金2億2,185万7,000円。

6款繰越金としまして1万円。

7 款諸収入 8 0 0 万円。

8 款国庫支出金 8 万円。

歳入合計としまして 1 9 億 4, 5 9 3 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費としまして 4, 4 0 8 万 6, 0 0 0 円。

2 款保険給付費で 1 2 億 8, 5 3 3 万 6, 0 0 0 円。

3 款国民健康保険事業費納付金で 5 億 8, 1 6 2 万 2, 0 0 0 円。

4 款共同事業拠出金としまして 1, 0 0 0 円。

5 款保健事業費で 3, 1 0 0 万 6, 0 0 0 円。

6 款基金積立金で 1 3 万 1, 0 0 0 円。

7 款公債費としまして 7 5 万円。

8 款諸支出金で 2 0 0 万円。

4 ページをお願いします。

9 款予備費 1 0 0 万円。

歳出合計としまして 1 9 億 4, 5 9 3 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 3 1 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 1 8 号について説明させていただきます。

議案第 1 8 号、令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和 5 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 3, 9 8 6 万 7, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の

金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款保険料としまして1億4,110万1,000円。

2 款使用料及び手数料で1万円。

3 款繰入金で1億9,753万4,000円。

4 款繰越金1万円。

5 款諸収入121万2,000円。

歳入合計としまして3億3,986万7,000円と定めてございます。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費としまして878万1,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で3億2,777万4,000円。

3 款保健事業費311万4,000円。

4 款公債費としまして18万8,000円。

5 款諸支出金1万円。

歳出合計としまして3億3,986万7,000円と定めてございます。

5 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページの18ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

長寿課課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしくをお願いします。

私からは、議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和5年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和5年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,607万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第225条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料では3億3,800万円と定めています。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億8,926万3,000円。

4款支払基金交付金で4億3,114万2,000円。

5款県支出金で2億3,224万9,000円。

6款財産収入で4万7,000円。

7款繰入金で2億8,609万4,000円。

8款繰越金で1万円。

9款諸収入で927万3,000円。

歳入合計では16億8,607万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で4,547万7,000円と定めています。

2款保険給付費で15億2,957万円。

3款公債費で150万円。

4款地域支援事業費で1億898万5,000円。

5款諸支出金で50万円。

6款基金積立金で4万7,000円。

歳出合計では16億8,607万9,000円と定めています。

5ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ37ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第20号についてご説明申し上げます。

議案第20号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和5年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,926万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入7万8,000円。

2 款諸収入 4, 9 1 9 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計では 4, 9 2 6 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款宅地造成費 4, 8 8 1 万 9, 0 0 0 円。

2 款公債費 4 5 万円。

歳出合計では 4, 9 2 6 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 2 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

議案第 2 1 号についてご説明を申し上げます。

議案第 2 1 号、令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和 5 年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3 6 万 1, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 3 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入 1, 0 0 0 円。

2 款繰越金 1, 0 0 0 円。

3 款諸収入 4 4 1 万 7, 0 0 0 円。

4 款繰入金 9 4 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計を 5 3 6 万 1, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 款総務費 5 3 6 万 1, 0 0 0 円。

歳出合計も同額の 5 3 6 万 1, 0 0 0 円と定めております。

なお、3 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 0 ページまでにつ

きましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第22号についてご説明申し上げます。

議案第22号、令和5年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数7,300戸。2、年間総配水量668万立方メートル。3、1日平均配水量1万8,300立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費1億7,492万円。

2ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億3,564万8,000円。第1項営業収益4億8,029万7,000円、第2項営業外収益、5,534万9,000円、第3項特別利益2,000円。

支出。

第1款水道事業費用4億8,665万8,000円。第1項営業費用4億4,995万4,000円、第2項営業外費用3,370万3,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費300万円。

3ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億409万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,609万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,552万6,000円、減債積立金7,247万7,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入4,380万円。第1項工事負担金400万円、第2項他会計負担金30万円、第3項企業債3,950万円。

支出。

第2款資本的支出2億4,789万7,000円。第1項建設改良費1億7,542万円、第2項企業債償還金7,247万7,000円。

4ページをお願いします。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、中央監視システム更新工事、期間、令和6年度まで、限度額、1億4,000万円。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水設備改良事業費、限度額3,950万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

5ページをお願いします。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,509万1,000円。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

なお、6ページから最終35ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほ

どよろしくお願ひいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願ひします。

私からは、議案第23号をご説明申し上げます。

議案第23号、令和5年度上富田町下水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度上富田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、水洗化戸数2,700戸。2、年間有収水量76万7,800立方メートル。3、1日平均有収水量2,100立方メートル。

2ページをお願ひします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中、委託料及び賃借料533万6,000円の財源に充てるため、企業債520万円を借り入れる。

収入。

第1款公共下水道事業収益2億1,957万7,000円。第1項営業収益5,402万5,000円、第2項営業外収益1億6,545万1,000円、第3項特別利益10万1,000円。

第2款農業集落排水事業収益2億6,544万1,000円。第1項営業収益6,558万円、第2項営業外収益1億9,985万9,000円、第3項特別利益2,000円。

3ページをお願ひします。

支出。

第1款公共下水道事業費用2億1,907万7,000円。第1項営業費用1億9,274万4,000円、第2項営業外費用2,552万8,000円、第3項特別損失80万5,000円。

第2款農業集落排水事業費用2億6,511万4,000円。第1項営業費用2億4,776万8,000円、第2項営業外費用1,525万1,000円、第3項特別損失

209万5,000円。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,551万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,551万3,000円で補填するものとする。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入5,098万2,000円。第1項補助金1,512万5,000円、第2項他会計出資金3,585万7,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入4,924万8,000円。第1項補助金124万8,000円、第2項他会計出資金4,800万円。

5ページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出1億1,262万2,000円。第1項企業債償還金1億1,262万2,000円。

第2款農業集落排水事業資本的支出1億312万1,000円。第1項企業債償還金1億312万1,000円。

6ページをお願いします。

特例的収入及び支出。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,900万円及び633万8,000円である。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額520万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

7 ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1, 679万5, 000円。

他会計からの補助金。

第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9, 143万2, 000円である。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

なお、8ページから最終34ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計課課長、十河君。

○会計課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号につきまして説明させていただきます。

議案第24号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和5年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ750万5, 000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入440万8, 000円と定めてございます。

1項財産運用収入、439万8, 000円。

2項財産売払収入1万円でございます。

2款繰越金、1項繰越金1万円。

3款繰入金、1項基金繰入金308万7, 000円。

歳入合計としまして750万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費、1項委員会費185万7,000円。

2款総務費、1項総務管理費564万8,000円。

歳出合計としまして750万5,000円と定めてございます。

次の3ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号について説明申し上げます。

議案第25号、上大中清掃施設組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、上大中清掃施設組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、上大中清掃施設組合解散に伴う承継事務につきまして関係市町で協議を行うため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。

上大中清掃施設組合同規約の一部を改正する規約（案）でございます。

上大中清掃施設組合同規約に、「組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める」の条文を追加するものでございます。

この規約は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

参考資料としまして、新旧対照表及び改正理由書を添付しております。

一番最後の改正理由書をお願いします。

上大中清掃施設組合同規約の改正理由書。

上富田町及び田辺市で構成される上大中清掃施設組合につきましては、令和6年3月31日をもって解散を予定しておりますが、同組合同規約には解散に関する規定がありません。このため、組合解散後の承継事務を円滑に執り行うことができるよう、事務の承継について関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定めることを規定するため、組合同規約の一部を改正するものです。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって日程第30までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第21 議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算の件から日程第29 議案第24号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの9件については、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第24号につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することを決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますのでよろしく願います。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時45分

○議長（大石哲雄）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、5番、山本哲也君、副委員長に、11番、松井孝恵君が就任されました。

委員長はじめ委員の皆さん、大変ご苦労さまでございますが、よろしく願いをいたします。

△日程第31 議案第26号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第31 議案第26号、土地取得についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局事務局長 三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第26号についてご説明申し上げます。

議案第26号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件。西牟婁郡上富田町南紀の台909番126。雑種地1,070平米。

2、取得価格。一金4,500万円。

3、目的。（仮称）南紀の台・パブリック地区コミュニティセンター建設用地として。

4、契約の相手方。記載のあるとおり、田辺市在住の方、1名の方となります。

令和5年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

（仮称）南紀の台・パブリック地区コミュニティセンター建設用地として、土地の買入れをするため、本案を提出します。

コミュニティセンターにつきましては、公民館として地域の方々の学習機会やコミュニティ形成の拠点としまして、また、災害時には避難所としての機能を持つ施設を建設する予定としています。

次のページには、参考資料としまして、用地における取得内訳書を添付しております。

2ページ以降には、土地の売買仮契約書の写しを添付してございます。

この仮契約書の第13条において、この契約は、議会の議決を得たときに、本契約は

成立するものとするをいたしております。議会の議決を得られましたら、所有権移転の
手続を行いまして、取引完了後、相手方に契約金を支払う手続となります。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、日程第31 議案第26号、土地取得についてを先に
審議いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第31 議案第26号、土地取得についてを先に審議する
ことに決しました。

日程第31 議案第26号土地取得についてを議題といたし、これより質疑を行いま
す。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより日程第31 議案第26号、土地取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月10日午前9時00分となっておりますので、ご参集お願いします。

ありがとうございました。

延会 午前11時50分